

保護者の皆様へ

つくばみらい市長 小田川 浩  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための保育施設利用の自粛について(第3報)及び「緊急特別保育」への移行について

日頃より、市保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組みに対しましても、多大なるご理解とご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、4月7日に国から緊急事態宣言が発出され、その後、茨城県が特定警戒都道府県に指定されました。本市としましても、当該感染症の拡大防止の観点から、保育施設利用の自粛をお願いしているところであり、その結果、4月17日時点で51.6%の自粛率となりました。皆様のご理解・ご協力に、改めて感謝申し上げます。

一方、感染拡大を防ぐためには、人との接触を8割削減する必要があるとされ、茨城県からは休業要請等の対象施設が拡大されたところです。

つきましては、本市としましても、さらなる感染拡大防止のため、保育施設利用の自粛体制をさらに強化する必要があると判断し、社会生活を維持するうえで必要な事業等に従事されている方や、家庭での保育がどうしても困難な方のみを対象とさせていただく「緊急特別保育」として、保育施設利用の対応を図ることといたしました。

保護者の皆様におかれましては、大変なご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒、ご理解・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

また、今後の市内の感染状況等によっては、臨時休園の判断をはじめ、市の対応を急きょ変更する場合もございますので、あらかじめご承知おきくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

## 1 緊急特別保育実施期間

令和2年4月24日(金)～令和2年5月10日(日)

(感染状況によっては、期間を延長する場合があります)

## 2 対象施設

市内すべての認可保育施設(保育所、保育園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育)

(裏面へ)